

2007年12月13日  
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年11月15日付けで諮問（第285号）された法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に提供する必要性及び本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

道路交通法第51条の5第2項の規定による車両使用者等照会に対して，都道府県公安委員会から，原動機付自転車等に関する使用者関係情報（氏名，住所，標識番号，車台番号等）の個人情報を目的外提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略については，2006年9月14日の藤沢市

個人情報保護制度運営審議会において、個別に審議会に諮問するという手続きを経ないで包括的な取扱いを承認するとの答申を得ている。

この度、放置違反金関係事項照会書により、当該自動車に係る軽自動車税の納税通知書を交付している住所の情報の目的外提供の依頼がされたが、2006年9月14日付けの審議会答申で承認された内容に該当しないため、条例第12条の規定に基づき審議会に諮問し承認を経なければ提供することができないものであるため、今回諮問することとなったものである。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 納税通知書送付先の住所

(イ) 納税通知書送付先の氏名

(ウ) 納税通知書送付先の連絡先

イ 目的外提供の相手方

静岡県公安委員会

ウ 目的外提供の必要性

この照会の対象となる当該自動車は、道路運送車両法第3条に規定されている軽自動車に該当し、同法第72条に規定されている軽自動車検査ファイルにより、検査記録を国土交通大臣が管理している。照会機関はすでに当該自動車に係る使用者情報等を当該地方運輸局長に照会し、回答を得ている。

また、当該自動車の使用者の住所については、上記照会で回答を得た使用者の住所及び氏名を基にして、その住所地の市町村の住民基本台帳法に規定されている行政事務を担当する部署に住民票の交付請求を行い交付を受けている、との回答を照会機関から得ている。

しかし、道路交通法第51条の4に規定されている放置違反金の納付命令を受けるべき者の所在が判明しないため、地方税法第446条第2項で規定している当該自動車に係る軽自動車税の納税義務者に交付すべき納税通知書に記載されている住所を当該市町村に照会し、回答を得た住所に納付命令に係る通知書を送付するために照会するものである、との回答を照会機関から得ている。

この照会の目的外提供に係る個人情報は、市町村の課税データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

また、課税権者である市長は一方で交通安全対策行政を行っている。本件の照会に対する回答は、その交通安全対策行政のために必要な違法駐車取締業務に協力するものである。本件照会は、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性があると認められるものである。

よって、この照会の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、照会に応じる必要があるものと判断し提供することとしたい。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本市において地方税法第446条第2項に規定による納税通知書を送達できず賦課期日現在居所不明であり、その後の調査で住民基本台帳の職権消滅となっていていることが判明し送付先が不明であるため、本人に通知しないことについて合理的理由があると判断するものである。

(4) 実施時期（予定年月日）

平成19年12月14日以降

(5) 提出資料

- ア 放置違反金関係事項照会書
- イ 参考条文
- ウ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会の対象となる当該自動車は、道路運送車両法第3条に規定されている軽自動車に該当し、同法第72条に規定されている軽自動車検査ファイルにより、検査記録を国土交通大臣が管理している。照会機関はすでに当該自動車に係る使用者情報等を当該地方運輸局長に照会し、回答を得ている。

また、当該自動車の使用者の住所については、上記照会で回答を得た使用者の住所及び氏名を基にして、その住所地の市町村の住民基本台帳法に規定されている行政事務を担当する部署に住民票の交付請求を行い交付を受けている、との回答を照会機関から得ている。

しかし、道路交通法第51条の4に規定されている放置違反金の納付命令を受けるべき者の所在が判明しないため、地方税法第446条第2項で規定している当該自動車に係る軽自動車税の納税義務者に交付すべき納税通知書に記載されている住所を当該市町村に照会し、回答を得た住所に納付命令に係る通知書を送付するために照会するものである、との回答を照会機関から得ている。

この照会の目的外提供に係る個人情報は、市町村の課税データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

また、課税権者である市長は一方で交通安全対策行政を行っている。本件の

照会に対する回答は、その交通安全対策行政のために必要な違法駐車取締業務に協力するものである。本件照会は、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性があると認められるものである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報をも目的外提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本市において地方税法第446条第2項の規定による納税通知書を送達できず賦課期日現在居所不明であったため調査したところ、住民基本台帳の職権消除となつていていることが判明したことから、本人への通知の送付先は不明であり、そもそも通知を送付することができない。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上